

厚生労働省発健0308第15号  
令和5年3月8日

各都道府県知事 殿

厚生労働大臣  
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

各 

市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚 生 労 働 大 臣  
( 公 印 省 略 )

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、以下の内容について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙1～3のとおり改正し、別紙1の改正は令和5年3月8日から、別紙2の改正は同年4月1日から、別紙3の改正は同年5月8日からそれぞれ適用する。

なお、改正内容は下記のとおりである。

## 記

### 第1 別紙1の改正

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施期間を令和6年3月31日まで延長する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和4年秋開始接種において使用するワクチンに、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)を加え、その対象者を5歳以上12歳未満の者とする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和4年秋開始接種において組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)を使用する場合の対象者について、現在は「18歳以上の者」としているところ、「12歳以上の者」とする。

### 第2 別紙2の改正

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種及び第二期追加接種に関する規定を削除する。

### 第3 別紙3の改正

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和4年秋開始接種において使用するワクチンから、以下のものを削ることとする。

- ① コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)
  - ② コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。)) であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)
  - ③ 組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和5年春開始接種において使用するワクチン及びその対象者は以下のとおりとする。
    - ① コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)
    - ② コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)
    - ③ コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。)) であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)
    - ④ 組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)  
また、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和5年春開始接種の対象者は以下のとおりとする。
      - ア 上記①、③及び④のワクチンを使用する場合は、12 歳以上の者(12 歳以上 65 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)とする。
      - イ 上記②のワクチンを使用する場合は、5歳以上 12 歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)とする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）  
 （令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知）

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日	厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日	一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日	一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日	一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日	一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日	一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日	一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日	一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日	一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日	一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日	一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日	一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日	一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日	一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日	一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日

〈改正後〉

〈現 行〉

一部改正 厚生労働省発健1214第2号  
 令和4年12月14日  
 一部改正 厚生労働省発健0210第2号  
 令和5年2月10日  
 一部改正 厚生労働省発健0308第14号  
 令和5年3月8日

一部改正 厚生労働省発健1214第2号  
 令和4年12月14日  
 一部改正 厚生労働省発健0210第2号  
 令和5年2月10日

各  
 ( 市 町 村 長 )  
 ( 特 別 区 長 )

殿

厚 生 労 働 大 臣  
 ( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 (略)

2 期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

各  
 ( 市 町 村 長 )  
 ( 特 別 区 長 )

殿

厚 生 労 働 大 臣  
 ( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 (略)

2 期間

令和3年2月17日から令和5年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

〈改正後〉

〈現 行〉

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、 <u>ファムトジナメランを含まないものに限る。</u> ）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者	組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日に	12歳以上の者
---	---------

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日に	12歳以上の者
---	---------

〈改正後〉

〈現 行〉

ファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)		ファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、 <u>ファミトジナメランを含まないものに限る。</u> )	5 歳以上 12 歳未満の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	5 歳以上 12 歳未満の者
(3) (略)		(3) (略)	
(4) 令和 4 年秋開始接種 令和 4 年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。		(4) 令和 4 年秋開始接種 令和 4 年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、 <u>トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。</u> )	<u>5 歳以上 12 歳未満の者</u>	(新設)	(新設)
コロナウイルス修飾ウリジンR	12 歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンR	12 歳以上の者

〈改正後〉

〈現 行〉

<p>NAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（<u>最初に当該承認を受けたものを除く。</u>）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</p>		<p>NAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（<u>(1)及び(2)に掲げるものを除く。</u>）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</p>	
<p>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</p>	<p><u>12歳以上の者</u></p>	<p>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</p>	<p><u>18歳以上の者</u></p>



新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）  
 （令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知）

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日	厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日	一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日	一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日	一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日	一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日	一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日	一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日	一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日	一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日	一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日	一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日	一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日	一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日	一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日	一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日

〈改正後〉

一部改正 厚生労働省発健1214第2号  
令和4年12月14日  
一部改正 厚生労働省発健0210第2号  
令和5年2月10日  
一部改正 厚生労働省発健0308第14号  
令和5年3月8日

各  
〔 市 町 村 長  
 特 別 区 長 〕

殿

厚 生 労 働 大 臣  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 (略)

2 (略)

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

新型コロナウイルス修飾ウリジンR	12歳以上の者
------------------	---------

〈現 行〉

一部改正 厚生労働省発健1214第2号  
令和4年12月14日  
一部改正 厚生労働省発健0210第2号  
令和5年2月10日

各  
〔 市 町 村 長  
 特 別 区 長 〕

殿

厚 生 労 働 大 臣  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 (略)

2 (略)

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

新型コロナウイルス修飾ウリジンR	12歳以上の者
------------------	---------

〈改正後〉

〈現 行〉

NAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）		NAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者	組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(削る)

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
--	---------

(削る)

<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。）</u>	<u>5歳以上12歳未満の者</u>
---	--------------------

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u>	<u>18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）</u>
---	--

(2) (略)

(4) (略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）  
 （令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知）

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日	厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日	一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日	一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日	一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日	一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日	一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日	一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日	一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日	一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日	一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日	一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日	一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日	一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日	一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日	一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日

〈改正後〉

〈現 行〉

一部改正 厚生労働省発健1214第2号  
 令和4年12月14日  
 一部改正 厚生労働省発健0210第2号  
 令和5年2月10日  
 一部改正 厚生労働省発健0308第14号  
 令和5年3月8日

一部改正 厚生労働省発健1214第2号  
 令和4年12月14日  
 一部改正 厚生労働省発健0210第2号  
 令和5年2月10日

各  
 ( 市 町 村 長 )  
 ( 特 別 区 長 )

殿

厚 生 労 働 大 臣  
 ( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 (略)

2 (略)

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和4年秋開始接種又は令和5年春開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

新型コロナウイルス修飾ウリジンR NAワクチン（SARS-Co	12歳以上の者
------------------------------------	---------

各  
 ( 市 町 村 長 )  
 ( 特 別 区 長 )

殿

厚 生 労 働 大 臣  
 ( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 (略)

2 (略)

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

新型コロナウイルス修飾ウリジンR NAワクチン（SARS-Co	12歳以上の者
------------------------------------	---------

〈改正後〉

〈現 行〉

<p>V-2) (令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)</p>		<p>V-2) (令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>	<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>
<p>組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2) ワクチン (令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者</p>	<p>組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2) ワクチン (令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者</p>
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</p>	<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</p>
<p>(2) 令和4年秋開始接種 令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和5年春開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。</p>		<p>(2) 令和4年秋開始接種 令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、<u>ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。</u></p>	
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエ</u></p>	<p>12歳以上の者</p>

〈改正後〉

〈現 行〉

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）	5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。）		ラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）		5歳以上12歳未満の者
（削る）	（削る）		コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）		12歳以上の者
（削る）	（削る）		組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）		12歳以上の者

（3）令和5年春開始接種

令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第	12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合
--	--

（新設）



<p><u>14 条の承認を受けたものであ</u> <u>って、エラソメラン及びイムエ</u> <u>ラソメラン又はエラソメラン及</u> <u>びダベソメランを含むものに</u> <u>限る。)</u></p>	<p><u>の重症化リスクが高いと医師が</u> <u>認めるもの並びに医療従事者等</u> <u>及び高齢者施設等の従事者に</u> <u>限る。)</u></p>	
<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンR</u> <u>NAワクチン（SARS-Co</u> <u>V-2）（令和4年1月21日に</u> <u>ファイザー株式会社が法第 14</u> <u>条の承認を受けたもののうち、</u> <u>最初に当該承認を受けたもので</u> <u>あって、トジナメラン及びファ</u> <u>ムトジナメランを含むものに</u> <u>限る。)</u></p>	<p><u>5歳以上12歳未満の者（基礎疾</u> <u>患を有する者その他新型コロナ</u> <u>ウイルス感染症にかかった場合</u> <u>の重症化リスクが高いと医師が</u> <u>認めるものに限る。)</u></p>	
<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンR</u> <u>NAワクチン（SARS-Co</u> <u>V-2）（令和4年1月21日に</u> <u>ファイザー株式会社が法第 14</u> <u>条の承認を受けたもの（最初に</u> <u>当該承認を受けたものを除く。)</u> <u>であって、トジナメラン及びリ</u> <u>ルトジナメランを含むもの又は</u> <u>トジナメラン及びファムトジナ</u> <u>メランを含むものに限る。)</u></p>	<p><u>12歳以上の者（12歳以上65歳</u> <u>未満の者にあつては、基礎疾患</u> <u>を有するものその他新型コロナ</u> <u>ウイルス感染症にかかった場合</u> <u>の重症化リスクが高いと医師が</u> <u>認めるもの並びに医療従事者等</u> <u>及び高齢者施設等の従事者に</u> <u>限る。)</u></p>	
<p><u>組換えコロナウイルス（SAR</u> <u>S-CoV-2）ワクチン（令</u> <u>和4年4月19日に武田薬品工</u> <u>業株式会社が法第 14 条の承認</u> <u>を受けたものに限る。)</u></p>	<p><u>12歳以上の者（12歳以上65歳</u> <u>未満の者にあつては、基礎疾患</u> <u>を有するものその他新型コロナ</u> <u>ウイルス感染症にかかった場合</u> <u>の重症化リスクが高いと医師が</u> <u>認めるもの並びに医療従事者等</u> <u>及び高齢者施設等の従事者に</u> <u>限る。)</u></p>	

(別紙1 改正後全文)

- 厚生労働省発健0216第1号  
令和3年2月16日
- 一部改正 厚生労働省発健0521第2号  
令和3年5月21日
- 一部改正 厚生労働省発健0531第3号  
令和3年5月31日
- 一部改正 厚生労働省発健0802第2号  
令和3年8月2日
- 一部改正 厚生労働省発健1116第5号  
令和3年11月16日
- 一部改正 厚生労働省発健1217第1号  
令和3年12月17日
- 一部改正 厚生労働省発健0221第5号  
令和4年2月21日
- 一部改正 厚生労働省発健0325第4号  
令和4年3月25日
- 一部改正 厚生労働省発健0525第1号  
令和4年5月25日
- 一部改正 厚生労働省発健0722第10号  
令和4年7月22日
- 一部改正 厚生労働省発健0906第5号  
令和4年9月6日
- 一部改正 厚生労働省発健0916第7号  
令和4年9月16日
- 一部改正 厚生労働省発健1013第2号  
令和4年10月13日
- 一部改正 厚生労働省発健1108第1号  
令和4年11月8日
- 一部改正 厚生労働省発健1209第8号  
令和4年12月9日
- 一部改正 厚生労働省発健1214第2号  
令和4年12月14日
- 一部改正 厚生労働省発健0210第2号  
令和5年2月10日
- 一部改正 厚生労働省発健0308第14号  
令和5年3月8日

各 

市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚 生 労 働 大 臣  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する生後6月以上の者。

2 期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受け	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者

たものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)	
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2) ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年 10 月5日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

## (2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)	5歳以上 12 歳未満の者

## (3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者(18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
--	---

## (4) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)	5歳以上 12 歳未満の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者

以上

(別紙2 改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号  
令和3年2月16日  
一部改正 厚生労働省発健0521第2号  
令和3年5月21日  
一部改正 厚生労働省発健0531第3号  
令和3年5月31日  
一部改正 厚生労働省発健0802第2号  
令和3年8月2日  
一部改正 厚生労働省発健1116第5号  
令和3年11月16日  
一部改正 厚生労働省発健1217第1号  
令和3年12月17日  
一部改正 厚生労働省発健0221第5号  
令和4年2月21日  
一部改正 厚生労働省発健0325第4号  
令和4年3月25日  
一部改正 厚生労働省発健0525第1号  
令和4年5月25日  
一部改正 厚生労働省発健0722第10号  
令和4年7月22日  
一部改正 厚生労働省発健0906第5号  
令和4年9月6日  
一部改正 厚生労働省発健0916第7号  
令和4年9月16日  
一部改正 厚生労働省発健1013第2号  
令和4年10月13日  
一部改正 厚生労働省発健1108第1号  
令和4年11月8日  
一部改正 厚生労働省発健1209第8号  
令和4年12月9日  
一部改正 厚生労働省発健1214第2号  
令和4年12月14日  
一部改正 厚生労働省発健0210第2号  
令和5年2月10日  
一部改正 厚生労働省発健0308第14号  
令和5年3月8日

各 

市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚 生 労 働 大 臣  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する生後6月以上の者。

2 期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたもの)	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者

であって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)	
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年 10 月5日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

## (2) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	5歳以上 12 歳未満の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者

以上



(別紙3 改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号  
令和3年2月16日  
一部改正 厚生労働省発健0521第2号  
令和3年5月21日  
一部改正 厚生労働省発健0531第3号  
令和3年5月31日  
一部改正 厚生労働省発健0802第2号  
令和3年8月2日  
一部改正 厚生労働省発健1116第5号  
令和3年11月16日  
一部改正 厚生労働省発健1217第1号  
令和3年12月17日  
一部改正 厚生労働省発健0221第5号  
令和4年2月21日  
一部改正 厚生労働省発健0325第4号  
令和4年3月25日  
一部改正 厚生労働省発健0525第1号  
令和4年5月25日  
一部改正 厚生労働省発健0722第10号  
令和4年7月22日  
一部改正 厚生労働省発健0906第5号  
令和4年9月6日  
一部改正 厚生労働省発健0916第7号  
令和4年9月16日  
一部改正 厚生労働省発健1013第2号  
令和4年10月13日  
一部改正 厚生労働省発健1108第1号  
令和4年11月8日  
一部改正 厚生労働省発健1209第8号  
令和4年12月9日  
一部改正 厚生労働省発健1214第2号  
令和4年12月14日  
一部改正 厚生労働省発健0210第2号  
令和5年2月10日  
一部改正 厚生労働省発健0308第14号  
令和5年3月8日

各 

市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚 生 労 働 大 臣  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する生後6月以上の者。

2 期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和4年秋開始接種又は令和5年春開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受け	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者

たものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)	
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2) ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年 10 月5日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	1 回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

## (2) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和5年春開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	5歳以上 12 歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。)
---	---

## (3) 令和5年春開始接種

令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者(12 歳以上 65 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	5歳以上 12 歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(S	12 歳以上の者(12 歳以上 65 歳未満の者に

<p>ARS—CoV—2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。)であって、トジナメラン及びビルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)</p>	<p>あつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p>
<p>組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2) ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p>

以上